

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 〔省令〕

## 〔告示〕

## 〔政令〕

## 〔目次〕

- 会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令(法務七)
- 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(同八)
- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(財務八)
- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働四八)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(同四九)
- 健康保険法施行規則の一部を改正する省令(同五〇)
- 相続税法第四十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件(同八九・九二)
- 労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件(厚生労働一〇九)
- 労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同一一〇)
- 介護保険法施行規則第百四十条の四十一第二項の厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件(同一一八)
- 薬事法施行規則第百五十四条第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療の用に供するガス類その他これに類する医薬品及び歯科医療の用に供する医薬品を定める件(同一一九)
- 薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品を定める件(同一二〇)
- 放射性医薬品基準の一部を改正する件(同一二一)
- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(農林水産一四)
- 動物用医薬品の使用の規制に関する件(同一一五)
- 土地改良法施行規則の一部を改正する省令(同一一六)
- 薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(六一)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令(六二)
- 健康保険法施行令の一部を改正する政令(六三)

(以下次のページへ続く)

本日公布された法令の「あらまし」は、  
次のページに掲載されています。



- 4 医薬品又は医療機器の再審査に係る手数料の額を改めることとした。(第九条関係)
- 5 医療機器の修理業の許可の更新及び修理区分の変更に係る手数料の額を改めることとした。
- (第一二条及び第一二条の二関係)
- 6 医薬品又は医療機器の製造業の許可証、外国製造業者の認定証及び医療機器の修理業の許可証の書換え交付及び再交付に係る手数料の額を改めることとした。(第一四条及び第一五条関係)
- 7 独立行政法人医薬品医療機器総合機構による医薬品等の審査等の手数料の額を見直すこととした。(第一七条関係)
- 8 この政令は、平成二年四月一日から施行することとした。
- ◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令(政令第六二号)(厚生労働省)
- 一 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正関係
- 社会福祉士及び介護福祉士試験の受験に係る手数料の額を改定することとした。(第一二条関係)
- 二 精神保健福祉士法施行令の一部改正関係
- 精神保健福祉士登録簿への登録、登録内容の変更等に係る手数料の額を改定することとした。(第三条及び第四条関係)
- 三 この政令は、平成二年四月一日から施行することとした。
- ◇健康保険法施行令の一部を改正する政令(政令第六三号)(厚生労働省)
- 1 全国健康保険協会(以下「協会」という。)が三月から用いる都道府県単位保険料率の算定方法に関する規定を設けることとした。(第四十五条の二関係)
- 2 協会がその変更しようとする都道府県単位保険料率を三月以外の月から用いようとするときの、都道府県単位保険料率の算定方法に関する規定を設けることとした。(第四十五条の三関係)
- 3 支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うための規定を設けることとした。(第四十五条の四関係)

4 協会の成立後最初の都道府県単位保険料率の決定の場合における都道府県単位保険料率の調整を行う基準及びその調整の方法について定めることとした。(附則第四条及び附則第五条関係)

5 都道府県単位保険料率の変更の場合における都道府県単位保険料率の調整を行なう基準及びその調整の方法について定めることとした。(附則第六条及び附則第七条関係)

6 この政令は、公布の日から施行することとした。

#### 政令第五十六号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「六課」を「七課」に、「二室」を「一室」に、「管理室」を「公文書管理課」に改める。第十二条中第十三号を第十五号とし、第十号から第十二号までを「号」つ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 国民の祝日に關すること。

十一 元号その他の公式制度に關すること。

第十五条中第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第九号の次に次の四号を加える。

十 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に關する関係行政機関との事務の連絡に關すること。

十一 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に關する法律第一条及び第四条から第六条までに規定する事務(他省の所掌に屬するものを除く。)

十二 中心市街地の活性化に關する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に關すること。

十三 公益社団法人及び公益財團法人に關すること。

第十六条第五号中「庶務」の下に「国立公文書館分科会」を加える。

第十八条(見出しを含む。)中「管理室」を「公文書管理課」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三 独立行政法人評価委員会国立公文書館分科会の庶務に關すること。

第十八条第五号から第八号までを削る。

附則第七条を附則第八条とし、附則第六条を附則第七条とする。

附則第五条の見出し中「管理室」を「企画調整課」に改め、同条中「管理室」を「企画調整課」に、「第十八条各号」を「第十五条各号」、「附則第二条第一項各号」を「附則第二条第一項第一号及び第二号」に改め、同条の次に次の二号を加える。

第六条 大臣官房政策評価広報課は、第十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第二条第一項第三号に掲げる事務をつかさどる。

政

令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令を公布する。

○厚生労働省令第四十九号  
个護保険法(平成九年法)

介護保険法（平成十九年法律第二十三号）第二条第一項の規定による施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日  
介護保険法施行規則の一部を改正する省令

厚生労働大臣  
舛添 要一

ル・軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部

サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 第百四十四条の三十第一号ヲをワとし、同号ルの次に次のように加え

適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）

第一百四十四条の二十九中「指定居宅サービス等基準第百五条の一に規定する指定療養通所介護を除く。別表第二において同じ。」を削り、「短期入所療養介護」の下に「(第十四条第四号に掲げる診療所に係るもの)を除く。別表第二において同じ。」を加え、「養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに指定居宅サービス等基準第百九十二条の二に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護」を「養護老人ホームに係るもの」に改め、「特定福祉用具販売」の下に「夜

2 前項の規定にかかわらず、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期間対応型訪問介護<sup>1)</sup>を、「認知症対応型通所介護」の下に「小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護<sup>2)</sup>」を加え、「地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るもの）」に改め、「介護住宅に係るもの」を「地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るもの）」に改め、「介護予防短期入所療養介護<sup>3)</sup>」の下に「第二十二条の十四第四号に掲げる診療所に係るもの」を除く。別表第二において同じ。」を加え、「養護老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅に係るもの並びに指定介護予防サービス等基準第二百五十三条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護<sup>4)</sup>」を「養護老人ホームに係るもの」に、「及び介護予防認知症対応型通所介護」を「介護予防認知症対応型共同生活介護<sup>5)</sup>」に改め、同条に次の二項を加える。

第三百四十条の二十第一号に次のように加える。  
力 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  
三 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護  
第三百四十条の三十七第一号中「二名」を「一名」に改める。  
別表第一第二号二中「又は指定若しくは許可を受けた年月日」を「及び指定若しくは許可を受けた年月日」に改め、同表第三号中「従事者」を「従業者」に改める。  
別表第二第一の項第二号中「訪問介護」の下に「夜間対応型訪問介護」を、「介護予防訪問介護」の下に「(4)については夜間対応型訪問介護を除く。」を加え、同号二を次のように改める。  
(1) (3) (5) (7) (9) (11) (14) 及び(15)に

二 問題提起 指定療養通所介護について既に問題提起されたことはない。

(1) 護を除く。

(3) (2) 機能訓練の実施及び質の確保のための取組の状況  
計画的な機能訓練の実施の状況

(4) 利用者の家族の心身の状況の把握及び看護方法、介護方法等に関する助言等の実施の状況

(6) (5) 利用者の家族等との連絡 交換等のための貯蔵の方法 療養生活の支援の実施の状況

(8) (7)

① (9) 健康管理のための取組の状況  
利用者等の悩み、不安等に対する看護の質の確保のための取組の状況

(1) 安全な送迎のための取組の状況

15 (14) レクリエーションの実施に関する取組の状況、施設、設備等の安全性・利便性等への配慮の

病状の急変に対応するための取組の状況

別表第一の項第一号へ中「介護予防認知症対応型通所介護」の下に

○厚生労働省告示第百十一號

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の四十一第一項の規定に基づき、介護保険法施行規則第百四十条の四十一第二項の厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百六十七号）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から適用する。

表の注2各号列記以外の部分に後段として次のように加える  
平成二十一年三月二十七日

厚生労働大臣  
舛添  
要

また、第一号、第六号、第八号及び第十一号の各号において、それぞれ当該各号内に掲げる

すれかの介護サービスに係る講義を修了した者については、第九号及び第十号に掲げる介護サ

ピスに係る講義を修了したとみなすことができる。

同注第六弓中「通新介箇」

我問他：「你怎麼會知道？」他說：「因為我就是那個人！」

指定居宅サービス等基準第百五条の二に規定する指定施設通所介護を加え、同注2第

号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の二号を加

九 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

卷之三

少數民族文獻考略 卷之二

同上

健康保険法施行規則  
〔大正十五年内務省令第二十六号〕 第百一十五条の二 第一項第一号の規定

き、健康保険法施行規則第二百二十五条の第一項第一号に規定する厚生労働大臣の定める費用のほか、

方算定方法を次のように定め、公佈の日から適用する。ただし、平成二十一年度における広島県及び

高崎市の支那被災者及びその被災者である被難者に係る費用の算定については、それ

九千七百九十五万三千円及び三億一千二百七十四万八千円とする。

平成二十一年三月二十七日

健康保険法施行規則第三十五条の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣の定める費用の額の算定方法

の算定方法

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二百三十五条の二第一項第二号の規定により算定する費用の額は、第一号に掲げる額から、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額を第三号に掲げる数から第四号に掲げる数を控除した額で除して得た額に第四号に掲げる数を乗じて得た額を控除した額とする。

法律第百一十七号)にいう被爆者(以下「被爆者」という。)に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち健康保険法(大正十一年法律第七十号、以下「法」という。)の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第二百五十三条第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

二 当該支部被保険者及びその被扶養者である被爆者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者に係る療養の給付等に要する費用の見込額から当該見込額のうち法の規定により支払うべき一部負担金に相当する額及び法第百五十三条第一項の規定による国庫補助の額の合算額の見込額を控除した額

二、当該支部被保険者及びその被扶養者である被爆者が属する年齢階級と同じ年齢階級に属する当該支部被保険者及びその被扶養者の見込数

四　当該支部被保険者及びその被扶養者である被保険者の見込数

